

日系カナダ人のための人権ガイド

謝辞

はじめに
人権の定義

- 第一章 概観－日本文化と人権
- 第二章 日系カナダ人の歴史
- 第三章 家族と子供の権利
- 第四章 女性移住者と家族が直面する問題
- 第五章 人権侵害に対処するために
- 第六章 その他の対応策－政治家への働きかけとコミュニティ活動
- 第七章 BC州の一時滞在者の人権について

資料

世界人権宣言(1948年)
人権援護団体(英文セクション)(Support services)
参考文献(英文セクション)(Reference)

謝辞

グレーターバンクーバー日系カナダ市民協会人権委員会はブリティッシュ・コロンビア州法律基金協会から寛大な助成金を与えられ、それによってこの人権ガイドの発行が可能になりました。同協会にお礼申し上げます。とくに同協会のプログラム責任者ヴィヌ・サイニ氏は忍耐強くご支援、ご指導くださいました。同氏に心から感謝いたします。

執筆担当者

足立トモ
花沢ジュディ
鹿毛ディアンヌ
鹿毛達雄
加藤恵津子
北川ケイコ・メアリー
北川トシ
デービッド・マッキントッシュ
田坂マーク
山之内悦子
横田寛子

翻訳担当者

鹿毛真理子
鹿毛達雄
デービッド・マッキントッシュ

下坂陽子
山之内悦子

校閲

ビル・ブラック (BC大学法学部教授)
デアリー・マトソン (BC州 弁護士)
ジェーン・ウェルヴァートン (BC州 子と家族発達省)

コミュニティの英語、日本語を話すメンバーのための簡潔で実用的な手引き、日系カナダ人のための人権ガイド(改訂版)をお届けします。私達グレーターバンクーバー日系カナダ市民協会(JCCA)人権委員会が人権ガイドの作成を最初に手掛けたのは1993年のことです。このガイドの目的は、人権に関する基礎的な情報を提供することに加えて、人権が私達の歴史、文化的遺産、社会価値観、カナダ社会の一員としての経験などどのように関係しているのかを明らかにすることでした。

このガイドの初版は1995年に発行されました。その後、関係機関連絡先などの改訂があり、コミュニティのニーズが変わるなど、様々な変化がありました。21世紀を迎えて、JCCA人権委員会はガイドを改訂する必要があると感じました。この度の改訂版は、BC州法律基金協会の寛大な助成によって皆様にお届けできる運びとなりました。

コミュニティのニーズを把握するために、幾度かに分けて日系人、移住者、教育関係者などの方々と集会を開きました。これらの集会には日本語による社会福祉団体である隣組、グレーターバンクーバー移住者の会、立命館大学、カナダ国際大学などの代表者の他、日系コミュニティの各新聞、そして当時日本総領事館に在任されていた富永文昭領事などが参加し、集会で表明された大勢の方々の意見を考慮に入れながらこの出版物の枠組みが出来ました。

この改訂版作成の作業に取りかかって間もなく、2002年には現在の州政府によりBC州人権委員会(BC Human Rights Commission)が廃止され、人権侵害や、人権に関する教育を取り扱う政府機関がはっきりしない時期がありました。そのため人権に関する公的なサービスに関する最新の情報が明確になるまでこのガイドの発行を見合わせました。2003年にはBC州人権委員会に代わり、BC州人権審判法廷(BC Human Rights Tribunal)が中心的な役割を演じることになりました。その役割についてはこのガイドの中で説明されています。

私達JCCA人権委員会はコミュニティの中で人権問題に取り組むことにより、とりわけ、これまでに自分の権利をよく知らないために職場、学校などで性的嫌がらせなど不当な差別を受けている留学生やワーク・パーミットで滞在している日本人、新来の移住者などを援助してきました。このガイドを手がかりにして、ここBC州に居住する皆さんが自分たち市民の基本的権利、人権を理解し、それによって嫌がらせ、人種差別、人種プロファイリングなど不当な取り扱いを経験したときに適切に対処できるようになることを切望しています。

人権の定義

「人権」とは、人類の全ての人が生れながらに持っていて、基本基準として認められなければならない権利のことで、これには個人、集団の両方の権利が含まれます。

人権の概念、または社会的な行動の規則は、人間が集団で生活をするようになって以来存在しました。近代に入り、人権の概念は地域、国家、国際の各レベルで進化してきました。今やこれらは様々な文書や法典に銘記されており、近代社会の多様なニーズや包括性の理想を反映しています。

1. BC州人権法

当法は、出版、公共施設とサービス、土地の購入、賃貸物件、求人広告、賃金、雇用、組合・協会のメンバーシップの各分野において差別を禁じています。差別とは、妥当な理由無しに、ある人に対して他の人と違う、あるいは否定的、有害な扱いをすることです。差別の根拠として具体的に禁じられているものは分野によって異なりますが、主なものは、人種、肌の色、祖先、出身地、結婚状況、精神・身体障害、性(セクハラ、妊娠を含む)、性的指向、政治的信条、家族状況です。

2. カナダ人権法

この連邦の法律には次のように記されています。「全ての個人には、人種、出身国または民族、肌の色、宗教、年齢、性、性的指向、結婚状況、家族状況、障害、または恩赦を受けた有罪判決に妨げられることなく、社会の一員として義務、責務を果たす限り、自己の望む、実現可能な生活を築く権利が、他の個人と平等にあるべきである。」

3. 世界人権宣言

国際連合の世界人権宣言の第1条にはこう記されています。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」

第一章 概観—日本文化と人権問題

グレーターバンクーバー日系カナダ市民協会はすべての人々、とくに人種的、民族的少数集団に注目してその権利平等を擁護することをその使命としています。

日系社会の経験

三木アート氏をはじめとするコミュニティの指導者たちは1988年の日系カナダ人に対する補償問題の解決がカナダにおける人権の歴史の上で重要な成果であった、と指摘しています。そして補償を達成したことにより、日系カナダ人は人権侵害について常に警戒し、そのようなことが起こった場合に、最初に発言するグループとなる特別な責任を負うことになったのです。言い換えれば、私たちは他の少数民族集団が、かつての日系人と同様な権利侵害を経験してはならないと考えます。日系カナダ人を代表する団体

に所属している私たちには、人権擁護の活動に参加する当然ではっきりした理由がありません。ここに私たちに共通の出発点があります。活動の一環として、1995年に日英二カ国語による「日系人のための人権ガイド」を発行しました。これは日系人の間で好意的に受け入れられましたが、さらに、新移住者や一時滞在者の人々も日系人の社会と歴史を学ぶ資料として利用してきました。

人権擁護の活動を通じて私たちに分かったことは、新移住者や一時滞在者が自分たちの権利について不案内で、しかも言葉の壁もあって、そうした理由で差別や搾取を受けやすいということです。この「人権ガイド」改訂版は日系社会を構成するすべての人々がカナダ社会における自分たちの権利や責任について学ぶ手がかりになるでしょう。とくに自分の権利を侵害されたと考える人にとって、この「人権ガイド」は人権などに関する情報や援助を提供している政府機関や民間団体の連絡先を知る手がかりになるでしょう。

日系コミュニティに属する人々は出生地や国籍に関係なく、先人の歴史的経験から影響を受け、人権問題の理解や対処方法に関係する一定の文化的特質を持ち続けています。

1. 義務から権利へ

一世が育った大戦前の日本社会では、現在の私たちの常識になっている人権について知っている人は少なかったでしょう。

その当時、権利ではなく、儒教的な「義務」が重要視されていました。国民は学校教育を通じて1890年の教育勅語を教えられ、天皇に対する忠誠と親に対する従順、孝行が行動と道徳の規範と見なされていました。個人の権利が占める範囲は限られたもので、明治帝国憲法にうたわれているように、「法律が許す範囲内でのみ」認められるにすぎなかったのです。

1868年の明治維新をきっかけに、日本人の海外渡航が認められ、海外移住が始まりました。渡航者の多くは個人の自由や出世のためではなく、家、家族のために富を築き、故郷に錦を飾ることを夢見たのです。

2. 敗戦と民主主義の導入

戦争による破壊と疲弊、1945年の敗戦のショックから立ち直る過程で多くの日本人は過去の政治的抑圧や社会的制約から開放されて安堵していました。基本的人権が1947年の新憲法に盛り込まれたことも大戦後の重要な改革の一つとしてあげられるでしょう。憲法第13条には次のように唱えられています。

「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の、最大の尊重を必要とする。」

個人の権利や自由だけではなく、男女平等が認められ、さらに、身分制度は廃止されました。労組結成など集会結社に関する社会的権利も導入されました。教育、生活などに関する権利も基本的人権として憲法に盛り込まれています。拡大家族の家長を中心とする「家」に代わって核家族を基本とする新民法も導入されました。

3. 新しい環境の中に残る旧来の価値観：

上に述べたように、日本の法律や政治制度が「近代化」されて個人の自由や人権が尊重されるようになりましたが、社会のそのものの改革ははるかにゆっくりとしたスピー

ドで進行したといえるでしょう。従来から根強く残る要素の一つとして「均質社会」における「集団のアイデンティティ」があります。すなわち、依然として大勢の人々は自分の位置づけを「個人」としてではなく「集団の一員」と考えがちです。幼児は「親の言うことを聞きなさい」としつけられます。その基準にはずれた行動は家の恥となるのです。若い人々は自分が通学している学校の生徒、学生だということを重視しがちです。成人すると自分が所属する会社、事務所などがその人のアイデンティティにとって重きをなします。

学校や会社などでは先輩、後輩の関係が重視されます。日本における団体、学校などあらゆる組織の中で、この非公式な対人関係のルールが浸透し、機能しています。年長の経験ある人(先輩)は若年の経験が少ない人(後輩)を取り立て、助言するなど面倒をみます。その恩に後輩は感謝の気持ちを抱いて敬意を表し、忠誠心を持つのです。先輩後輩の関係は概ね組織への参加の時期によって決まります。出身学校について同窓であったり、同じ職場の先輩である人は、望ましい振る舞い方に関して後輩を教えたり、叱ったりしながら友人としてあるいはパトロンとしての役割を果たすのです。文化人類学者の中根千枝は均質社会ではタテ型の間人間関係が展開する、と言っています。

このような人間関係は集団への忠誠心を涵養しますが、同時に、個人の権利や自己主張の妨げになります。日本社会は均質性から成り立っていると大抵の人が考えています。「他人と同じ」であることが大切で、立場や出身がすこしでも違ったり、何らかの理由で政治的、社会的に孤立している人は、変わり者と見なされて仲間はずれにされやすいのです。「変わり者の仲間はずれ」の典型的な例は障害者の取り扱いでしょう。一昔前には、無視され拒絶された心障者が座敷牢に閉じこめられたのです。障害者を抱える家族は「異常な」、すなわち障害を持つ者が人目に触れることは家の恥、家族全員が異常とみられて差別の対象になることを恐れたのです。日本社会が均質だという見方は神話にすぎませんが、この神話が災いして、少数集団(在日韓国・朝鮮人、部落民、アイヌ、外国人労働者など)の取り扱いには公正を欠くところが多いのが現実で、公共の機関でも民間レベルでも差別的な取り扱いが是正されにくいのです。

4. 日本における人権問題

敗戦後の日本では人権擁護に関して大幅な進歩があったといえるでしょう。日本文化の変容の過程でとくに女性の権利に関して進展がみられました。現在では、家庭内暴力や職場や通勤電車など混雑する公共交通機関のなかでの性的いやがらせに関する監視や処罰が法的に定められています。

それでもなお、女性や未成年者を含めた少数者の権利平等を認めること、とくに、少数者の権利保護に関する法的枠組みに関して、進歩は遅々としています。多くの人が日本は均質社会だと信じているために、マルティカルチュラリズム、あるいは、メルティング・ポットの思想が受け入れられる余地はほとんどありません。その結果、外国から見ると、日本での人権擁護の欠陥が容易に指摘できるのです。在日韓国・朝鮮人、部落民、アイヌの地位などに関する人権擁護の法的枠組みをみるなら、問題点の長いリストを作ることができるでしょう。

日本は国連の人権に関する「自由権規約」と略称されている「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を批准していますが、批准国は人権に関する報告書の提出を義務付けられています。(同規約第40条第1項b)そして国連の「規約人権委員会」はこの報告書についてのコメントを行っています。日本政府の報告に対する1998年のコメントに多く

の指摘がありますが、とくに以下の2点に注目したいと思います。

日本には人権侵害を調査する独立の人権擁護機関はありませんし、人権侵害を是正する具体的なメカニズムも整っていません。(人権擁護局は法務省の一部門で、地方レベルで任命される人権擁護委員は同省の指導下にあるボランティア、助言する権限だけしかありません。)

少数集団に対する差別が制度化されていて、なかなか是正されません。例えば外国人は外国人登録証明書の常時携帯を義務づけられています。不携帯は犯罪として罰せられることになっています。また、日本在住の外国人は、外国に旅行する際に事前に再入国許可を取得しないと永住権を失う恐れがあります。この規則は、日本生まれで、何世代も前から日本に永住している在日韓国人、朝鮮人にとってとくに厳しいものです。

5. 新天地を求めて

新天地を求めて世界各地からカナダに移住してくる人の多くは自分や家族の経済的な地位の向上を期待していると言われています。それでは世界でも一、二を競う経済大国となった日本から海外移住を望む人がいるのはなぜでしょうか。たぶん、大抵の人は移住するより日本にいれば経済的収入は多いと思われる。それでもなお、日本人の間には一般的に受け入れられている価値観に不満を抱き、自分なりの選択をしたいと考える人もかなりいます。言い換えれば、技能を持ち進取の気性、独立心に満ちた人々がいて、自分の可能性が日本とは異なった、より自由な環境の中で展開できるのではないかと考え、新天地を求め海外移住に挑戦しているといえるでしょう。

6. カナダ先住民と人権

この概観のなかで日本の人権に関する状況を批判的に見てきましたが、ここカナダでも人権問題に関して難しい大きな問題を抱えていることを指摘する必要があります。カナダの人権問題の中で最も重要でしかも未解決なものは先住諸民族(インディアン、イヌイット、メイティなど)の取り扱いです。

日系人、移住者、一時滞在者など私達すべてがカナダ先住諸民族の文化、植民主義的支配、社会史などを学び、この人たちが社会的正義の実現をめざし、生来の憲政上の権利を獲得しようとする運動の中で現在でも直面している巨大な障害について認識を深める必要があります。この点について学ぶことによって、カナダの人権問題の最優先課題がどこにあるかについての教訓が得られるでしょう。私達日系人が大戦中の収容など不当な取り扱いについてカナダ政府から補償を獲得するためにリドレスの運動を展開していたときに、先住民の人々は、自分たちが被った社会的不正の問題が未解決、という現実を抱えているにもかかわらず、私達の運動を全面的に支持してくれたのです。

7. 相互理解と協力を

私たちを含むすべての人々は毎日の生活体験の中で環境への適応を意識的、無意識的に実践しています。新着の移住者、一時滞在者などは、到着第一日目から、カナダの法律や規則を学んだり、カナダ英語独特の言い回しに親しんだり、カナダ流の振る舞いに順応したり、相手の仕草や表情からその意思を読み取ったりしています。相互理解と協力を目的として、カナダ生まれの日系人と移住者、一時滞在者が文化的価値観、人権に関する経験や理解などを話しあい、分かち合う必要があります。その際に、私達が自分ばかりでなく他の人も、フェアに、そして人間としての尊厳が尊重されるよう平等に取

り扱われることを望んでいるのだ、ということに留意するならば、多くのことを学ぶ機会がえられるでしょうし、それは建設的で、実り豊かなものとなるでしょう。

第二章

日系カナダ人の歴史ーブリティッシュ・コロンビア州における経験

1877年に最初の日本人移民がカナダに入国した時点で既に、アジア人に対する憎悪と人種差別がしっかりと根を下ろしていました。初期の被害者は中国系の人々で、安い労働力が求められたにもかかわらず、彼らの存在は目障りだ、と罵られていました。反対派の勢いはブリティッシュ・コロンビア州(以下BC州と略)で最も激しかったのですが、それは、この州にアジア系の人々が集中しており、人目につきやすかったからです。政治家を始め一般市民も「白人のブリティッシュ・コロンビア」が消滅するのではないかと恐れていました。アジア系移住者がBC州に定住しないようにするために、政府は非白人の差別を可能にする法律を制定しました。

BC州の白人は、日系人は攻撃的で信用できないと考えていました。1895年の日清戦争、1905年の日露戦争における日本の勝利によって、日系人に対するこのような恐れが確認されたように見えたのです。アジアからの移民の数を制限し、彼らの入国後の権利を制限するための一連の法律が制定されました。日本とカナダの間には「紳士協定」が結ばれ、日本人移民の年間割り当て数は1928年に至って150人に縮小されました。BC州の政治家の中には日本からの移民数をゼロにし、既に州内に住んでいる日系人を本国送還すべきだとさえ主張する人々があったのです。日系人は、陰険で脅威となる信用できない侵入者で、白人社会に同化するのとは不可能な人種と見なされていました。当時の通念が「ジャップはいつまでたってもジャップだ」という言葉に表現されています。

偏見と差別の中で

日系人が白人に許されていた権利を完全に行使できなかった主な理由は、日系人の参政権が否定されていたことでした。ウィルフレド・ローリエ卿(Sir Wilfred Laurier)が1896年にアジア系カナダ人(カナダ生れの人や帰化した人)に連邦選挙の投票権を認めたにもかかわらず、それは何ら実際の効力を持ちませんでした。すなわち、州の投票者リストが、連邦投票者リストを作成するために利用されていましたが、そのために、BC州ではその前年に州選挙法の修正案を通過させて、アジア系の人々全員の選挙権が否定されました。同時にこの制限により、専門職に就くことができなくなり、被選挙権もなくなって議員など公選の役職に就くこともできなくなりました。専門職に就くためには、21才までに投票者リストに載っている必要があったのです。1949年4月に至るまで、日系人は選挙権を得ることができませんでした。

専門職に就けない日系人が就職できるのは農業・漁業・森林伐採業といった一次産業に限られていましたが、それでも日系人が成功すると、白人は脅威を感じ、競争が不公平だと非難しました。BC州政府は、立法措置によって白人に有利な条件を与えました。漁業について見てみると、1901年には日系人は漁業許可証の40%を所有し、1919年にはギルネット(えら網)漁の漁業許可証の半数を取得するに至りました。連邦政府の海洋漁業省は白人漁師の苦情を聞き入れて、日系人を漁業から徐々に締め出しました。1925年までには、日系人漁師が持っていた漁業許可証の半分が取り消されました。スキナ川で

は、1921年から1930年の間には、日系人の漁師はエンジン動力付きの漁船の使用を禁じられていました。不公平な漁業行政のため、1941年までに漁業許可証を持つ日系人の占める割合は僅かに12%に減ってしまいました。その他の産業では、白人雇用主は同じ仕事に対して日系人には白人従業員より少ない給料を支払っていました。当時、「日系人は生活水準が低いから生活費があまりかからない」と一般に考えられたのですが、それがこのような不平等を正当化する理由の一つとして挙げられたのです。人種偏見に基づいた不当な差別の矢面に立たされ続けていたにもかかわらず、日系人は生き抜いただけでなく成功を遂げました。

とくにBC州に多かった白人の人種差別主義者は日系人が実際に居なくなることを目標にしていました。「日本人問題」を扱う1942年1月8日のオタワの会議へ派遣されたあるBC州代表の言葉によると、太平洋戦争勃発は「日系の経済的脅威をBC州から永久に取り除くための天与の好機」だったのです。

「敵」でなかったのに

カナダ政府は戦時措置法(War Measures Act)を即座に発動し、すべての日系人の公民権を剥奪しました。この法律により、政府は違法と訴えられる可能性のない無制限の権力を発揮できるようになりました。カナダ市民であるか否かは問われず、日系人すべてに「敵性外国人」というレッテルが貼られ、「人種的起源を日本人とする者」というひとまとまりの集団として取り扱われました。

一連の内閣令が続けざまに発布され、日系人のすべての権利が奪われました。真珠湾攻撃の半年前には、18才以上のすべての日系人は指紋を押捺させられ連邦警察(RCMP)に登録させられたのです。さらに日系カナダ人は1949年まで登録証(身分証明書)の携帯を義務づけられていました。

強制移動と財産没収

漁船の没収に始まり、日系人の財産はその後、所有者の同意なしに売却されました。こうして日系人にとって最悪の事態がやって来ました。1942年2月7日の内閣令PC-365号に基づいて、海岸から内陸へむけて160キロ幅の「保護地域」が指定され、その指定地域内に住んでいたすべての日系人の総移動(集団立退き)が法制化されたのです。BC州保安委員会という連邦政府の文民機関には、「人種的起源を日本人とするすべての者」を組織的に排除する権限が与えられました。太平洋沿岸などから連れてこられた人々は、バンクーバーのヘイスティングス公園(現在のPNE)内の厩舎に設けられた中継収容所に家畜の群れのように集められましたが、収容所の状態は野蛮で屈辱的なものでした。

男達はロッキー山脈の労働キャンプへ送り出され、多くの家族は離ればなれになりました。後に残された女達や子供達は、男手なしにこのような非人道的な取り扱いや将来の不安に対処しなければならなかったのです。家族との離別に反対した男達はオンタリオ州の戦時捕虜収容所に送られました。BC州を去ることを選んだ人たちの多くはアルバータ州の甜菜畑に追放され、苛酷な作業と生活に苦しみました。

BC州の内陸部に収容所が大急ぎで建てられ、何百軒ものバラック建ての小屋が何千人もの被収容者の住居になりました。多くの廃鉱の町では、使われなくなっていた建物が日系人の収容施設に変えられました。多くの地域では現地住民が収容された人々にあからさまな敵意を示し、彼らを受け入れようとしませんでした。スローカンを含めて幾つかの地域では、半永久的な収容施設の完成まで、雪の中に設営されたテントに多数の世

帯を同居させることもまれではありませんでした。このような苛酷な条件のもとでの生活は想像を絶するほど苦難に満ちたものでした。

背後に残された財産は、敵国資産管理人の管理に委ねられ、日系人が戻るのを許されるまでの間、「信託下」に置かれるはずでした。ところが、1943年1月19日に認められた内閣令PC-469号は、所有者の同意なしに売却する権限を政府に与えました。売却代金は口座に納められましたが、その口座に家族が手を付けることはできませんでした。政府は、そこから少額ずつの引き出しを認めて、収容された人々自身に監禁の費用を支払うよう強制したのです。このようにして総移動以前にあった日系人社会は完全に破壊されました。

再移動か追放か

1945年3月12日の連邦警察による忠誠心調査によって、BC州からの日系人の排除が確実なものとなりました。彼らに与えられた最後通牒は、ロッキー山脈の東に移動するか、日本へ「送還」されるかでした。その結果、約4000人が日本へ追放されましたが、その大部分は、カナダ生まれの日系人や帰化日系人でした。敗戦直後の日本の人々に歓迎されず、カナダ人からも望まれない彼らは文字通り祖国を持たない人々となりました。このような日系人の苦難は、1949年に制限が解除されて日系人が西海岸へ自由に戻れるようになるまで続きました。1948年6月には連邦選挙権が、1949年3月にはBC州での選挙権が与えられました。

補償を求めて

1977年に、日系カナダ人コミュニティは、最初の日本人移民がカナダに到着してから百年になったのを祝いました。この百周年記念によって日系人は勇気づけられ、強制移動の体験を話題にするようになりました。それ以前は沈黙を守り、子供達にさえ自分達の苦しみを経験を明かすことはありませんでした。1947年に設立された全国日系カナダ市民協会(National Japanese Canadian Citizens Association)はコミュニティに対する補償問題を検討し始めました。

補償を求める草の根運動が発生し、その運動によって一般市民は、カナダで起こった日系人に対する不正を知るようになりました。1980年には、全カナダ日系人協会(National Association of Japanese Canadians)と名称を変え、補償を求める運動は日系人社会の全国的な活動プロジェクトになりました。日系人は指導者の役割を担った人々を中心に、勇気と決意をもって精力的に努力を積み重ねて、数多くの困難を克服しました。1988年9月22日に、遂に補償に関する合意の文書がオタワで署名されました。マルルーニ首相はカナダ政府を代表して議会で日系カナダ人に行われた不正に対して遺憾の意を表し、その不正事実を公式に認めました。各生存者への象徴的な金銭的補償に加えて、様々なプログラムに充てることのできるコミュニティ基金が補償合意書に含まれています。さらにカナダ人種関係財団の設立の条項も含まれています。

過去の不正を正すための補償を達成したことで、日系人は発言する勇気を得、日系人であることへの誇りを回復しました。日系カナダ人の存在によってカナダはより一層、豊かな国になったといえるでしょう。

第三章 家族と子供の権利

新移住者の家族は、希望と期待を持ちながら新しいカナダでの生活を始めるでしょう。しかし英語を学び、家や職を探し、子供を学校に通わせ、カナダの文化や法律を学ぶなど、新しい国の生活に順応する際に乗り越えなければならない複雑で新しいチャレンジが待っています。

私たち一人一人が様々な成長段階を経て大人になるように、文化に関係なくどんな家族でも、ライフサイクルの段階を経験します。家族のライフサイクルとは、若い独身者が夫婦となり、子供をもうけ、子供が思春期を迎え、やがて大人へと成長、そしてまたその子供が家族を構成する、といったものです。新しい国に移住してきたばかりの家族は、このような自然のライフサイクルと同時に、新しい生活にも順応しなければならず、大きなストレスを抱えることとなります。家族生活の専門家も、「移住が家族生活に与える影響は絶大だ。それは従来の家族のライフサイクルに全く新しいもう一つの段階を加えるようなものだ」と言っています。

このような理由から、日本からの新移住者及びその家族が、カナダでの生活に順応するために、参考になる情報や社会的支援を必要とするのは当然のことなのです。本章では、移住者の家族に向けて、ブリティッシュ・コロンビア州の法律が定める、親の権利と責任および子供の権利について説明します。本章では以下の質問に答えていきます。

- *親の責任と権利とは？
- *子供の権利とは？
- *カナダの親はどう子供をしつけているか？
- *子供の虐待、放任とは？
- *家庭内暴力にはどのように対処したらいいか？
- *手助けを必要とする親に対しどのような支援があるのか？
- *子供を虐待していると通報されたら、何が起こるか、それにどう対処したらいいのか？

親の責任と権利とは？

ブリティッシュ・コロンビア州には、子供の安全を保護する法律があります。この法律は「Child, Family and Community Service Act(子供、家族、コミュニティ・サービス法)」と呼ばれ、「親は子供の世話と安全に対して責任を負う」と明記されています。

親は子供が19歳に達するまで、子供の身体的、精神的必要に応える責任があります。この身体的、精神的ケアには、毎日十分な食事を与える、必要な衣服を身につけさせる、子供に安全な住居を確保する、医療を確実に受けさせることなどが含まれます。精神的ケアとは、子供が心身ともに健康な人間として生活するよう、十分な愛情を注ぎ、思いやり、援助することを指します。

移住者の家族の中には、カナダ生活への順応が難しいあまり、親が怒りを感じたり、打ちのめされたり、親としての責任に疲れきってしまうケースがあります。このように感じることは正常であって、親が子供を虐待している、または悪い親であるということではありません。しかしその怒りが手に負えなくならないよう自分の感情をうまくコントロールし、子供達が学べるよう肯定的な方法でしつけを行うことが大切です。親が問題を抱えていることは恥ずべきことではなく、手助けを求めることはむしろ好ましいことなのだと、ぜひ心に留めておいて下さい。この世に完全な親などいないのです。(ど

こで手助けが得られるかは「人権擁護団体」、英文セクション41ページ以下をご覧ください。)

子供の権利とは？

子供には虐待や放任から保護される権利があります。つまり、親が子供を虐待したり放任することは法律違反であり、親は身体的・心理的虐待、性的虐待、性的搾取、放任から子供を守らなければならないことを意味しています。

カナダの親はどう子供をしつけているか？

子供のしつけは、各家庭によって違います。子供にわからせるために、お尻を叩いたり、大声で怒鳴る家庭もあります。これは違法行為ではありませんが、それでも多くの家庭では、こうした方法ではなく、子供達が学ぶことを促すようなもっと好ましいしつけの方法があると考えています。

適切なしつけとは、子供の年齢や、その不品行の程度により変わってきます。例えば「quiet time(静かな時間)」といって子供を一人にしておいたり、何か子供が好きな事をする権利を取り上げたり、その状況について子供と話し合うことなどが挙げられます。

棒やベルトなど物を使って叩いたり、跡が残るほど強く子供を叩くことは虐待とみなされます。万一、親が自分の感情をコントロールできず頻繁に子供を脅し、激しい身体的、心理的懲罰やしつけを行っているのであれば、直ちに親への援助が必要です。

子供の虐待、放任とは？

法律では、虐待にあたるものを明確にしています。以下にその例を示します。

心理的虐待：

親が子供に心理的危険を加える行動を取ることは、心理的虐待にあたります。例えば、親が子供に対し愛情を与えず関心も持たず、子供を継続的に批判したり脅したりすることです。心理的虐待を受けた子供は、自分を価値がないものだと感じたり、恐怖心を抱いたり、また不安がったり、落ちこんだり、引きこもったり、自分や他人を傷つける行動に出るなど心理的虐待を受けている兆候を見せることがあります。家庭で暴力や争いを継続的に見聞していることは心理的虐待にあたります。

身体的虐待：

子供の体を掴んでゆすったり、蹴ったり、殴ったり、叩いたり、投げ倒すことは、身体的虐待にあたります。とくに乳幼児を揺することはよくありません。また故意にやけどを負わせる、首を絞める、物で叩く、水の中に沈める、また食べ物や水を与えずに長時間部屋に閉じ込める行為も身体的虐待とみなされます。

性的虐待：

親または第三者が子供と性行為をしたり、性の対象として子供の体に触ったり、もしくはそうすると脅したりすることは、性的虐待にあたります。またポルノ雑誌、ポルノビデオや実際の性行為を子供が見ることを親が許した場合も性的虐待とみなされます。

性的搾取：

親または第三者が、子供に売春させたり、ポルノ写真及びポルノ映画に使用したり、またその他の性的行為に関与させることは、性的搾取にあたります。

放任とは：

親が子供の安全管理を怠ること、十分な食事、気候に合った衣類、安全な住居、健康管理、愛情を与えなかったり、危険からの保護を怠ることは、放任にあたります。

家庭内暴力には、どのように対処したらいいか？

男性、女性いずれも家庭内暴力の被害者になり得ますが、最も多いのは、女性が夫や内縁関係にある男性から身体的暴力を受けるケースです。家庭内暴力の被害者は、たいいてい心理的虐待も被っており、警察に届けるのをためらう傾向にあります。被害者は暴力が止むよう願っています。しかし状況が報告されない限り、こうした暴力が止むことはありません。大人であっても身体的暴力を受け家庭内で危険を感じる場合は、その状況をただちに警察に報告する必要があります。必要であれば、一時的に避難するシェルターの手配など援助を受けることもできます。身体的暴力は違法行為です。カナダでは家庭内暴力を止めるには警察に連絡しなければならない、と理解することが重要です。家庭内暴力の直接の被害者が大人であっても、子供もまた被害者であることを忘れないで下さい。暴力を目の当たりにしている子供、暴力が日常茶飯事である家庭に住んでいる子供は、心理的虐待や放任の被害者です。家庭内暴力の被害者である大人と子供を支援するためのプログラムやサービスがあります。どこで手助けが得られるかは「人権擁護団体」、英文セクション41ページ以下をご覧ください。)

手助けを必要とする親に対しどのような支援があるのか？

移住者の家庭では、たいいてい子供よりも親の方が順応に時間がかかり苦労します。子供が親のために英語の通訳をしたり、カナダの文化を親に教えることもあります。カナダの生活に順応するために、移住者の家族は大きなストレスを経験するのだと理解することが大切です。親が順応に苦しむ状況下では、自らの文化的アイデンティティを子供にしっかり伝えたり、子供を身体的、心理的に支えるなどの親としての責任能力に影響する場合があります。移住者の家族がこうしたストレスを抱えている時は、その困難を乗り越えられるよう、外部からの支援が必要かもしれません。

自分たち家族の置かれた状況を見つめ、何か改善すべきことはないか見極める手助けを必要とする親もいます。例えば自分の感情をコントロールできなかつたり、激しい身体的しつけを頻繁に行う場合は、違った子供のしつけ方を学ぶ必要があります。そうすることで問題がより深刻化することを防ぐことができます。多文化サービスを通じて、下記のような様々な援助があります。

- *家族カウンセリング及び個人カウンセリング
- *通訳サービス
- *家庭内暴力防止プログラム
- *移住者定着のためのサービス
- *在宅家族支援
- *子供と青少年のためのサービス
- *子育てプログラム
- *暴力を目にした子供へのサービス

子供を虐待していると通報されたら、どうしたらいいか？

ブリティッシュ・コロンビア州政府の「子と家族発達省」(Ministry of Children

and Family Development)は、子供の虐待や放任の可能性のある全ての報告を調査する義務があります。この役所が最重視するのは子供達が安全で幸福な状態にあるかどうかということです。法律には次のように記されています。

- *通常、子供の生活に最適な環境はその子供の家庭である。
- *家族は支援サービスを受ける権利がある。
- *子供は自分の文化的アイデンティティを維持する権利を持つ。

「子と家族発達省」から派遣されたソーシャルワーカーが、子供の虐待または放任についての通報を調査し、得られた結果に基づいてその後の対応を決定します。以下のことを知っておくことは重要です。

- *親が状況を正しく理解できるよう、直ちに通訳サービスが手配されなければならない。
- *親は子供の安全を保護し、また安全を確保するために、手段を講じることができる。
- *親は助けを求めることができる。
- *親は、省から派遣されたソーシャルワーカーと話をする際に、弁護士または代弁者に同席してもらうことができる。省が多文化移住者定着サービス機関に連絡して日本語ができる代弁者を手配することも可能。自らの権利と選択について知り、省に自分達の主張を伝え、省の果たす役割を理解する手助けをしてもらうこともできる。
- *調査のため家庭を訪れる省のソーシャルワーカーは、法の要請により派遣されており、協力するのが最も賢明である。
- *親はソーシャルワーカーに、子供について具体的に何が問題になっているのか説明を求めることができる。
- *親はソーシャルワーカーの氏名、オフィスの住所、電話、監督責任者名などの情報を得る権利がある。
- *親は子供にとって何が最善と思うか表明する権利を持ち、また法律では、ソーシャルワーカーは子供の意思も尊重しなければならない、と定めている。
- *親は省がどのような処置を取り得るのか、また親に対しどのような援助があるのか、省より知らされる権利がある。
- *親は自分が置かれた状況に対し省がどのような情報を得ているのか(ただし通報者の身元は除く)知る権利がある。
- *省により親から引き離されて子供が保護された場合、親は省に対して、子供の文化、言語、人種、宗教が尊重されるよう要請する権利を持つ。また親は子供の養育を任ずることができると考えられる親戚、友人、コミュニティ・メンバーを省に提案できる。

省は子供を保護すると決定する前に、必ず子供を家庭内において安全に保護するあらゆる方法を検討しなければなりません。子供が危険な状況にあり問題が早急に解決できないと省が判断した場合は、子供を家庭内で安全に保護するための条件を定めた監督命令が裁判所に申請されるか、省によって子供が一時、期限付きで保護されることがあります。子供が保護される場合は、必ず裁判所へ報告されなければなりません。省が子供を保護したり、または保護すると親に伝えてきた場合、通常親は特に裁判所手続きに対応するために弁護士が必要となります。このような状況にある親は、リーガルエイド(法律支援サービス)を受ける資格がある可能性があります。(41ページ以下をご覧ください。)

保護された子供は、フォスターホーム(里親)、親戚、友人など子供を安全に世話する場所へ移されます。フォスターホームの家族は子供の世話をするための訓練を受け、学習をしていて、省の認可を受けています。

省から派遣されたソーシャルワーカーは、親を逮捕したり、カナダへの新移住者を国外追放することはできません。

ソーシャルワーカーが、子供が身体的または性的虐待を受けている兆候を認めた場合には警察に連絡を取り、その結果、犯罪捜査や起訴につながるケースがあります。移住者の親が刑事責任で有罪になると、カナダでの永住権に影響が出る可能性があります。

保護のための合意書:

子供の安全を確保するために、親と省が取り決めをすることがあります。この合意書は、親と省が子供の安全と快適な生活を確保するために行うべき事が記されている法的文書です。

まとめ:

本章では、親の権利と責任、子供の権利、子供の虐待と放任、また「子と家族発展省」の保護を子供が必要としていると通報された場合について説明してきました。

移住者の家族は、カナダの生活に順応する過程で、新しい国へやってきたことに伴う困難やストレスも経験することが知られており、「子と家族発達省」のような機関が子供の虐待に関する報告に対応して家族に関与する場合があります。移住者の家族は、新しい国に順応するという試練が自分達の健康や幸福に大きく影響を与えるのだと理解していることが重要です。助けを求めることはとても大切です。どんな家族でもライフサイクルの段階変化に従い、様々なストレスを経験するということが、そして移住者の家族はもう一つのストレスを経験すること、また完璧な親などいないと理解することは、子供の幸せのためにも、また家族のためにも重要です。子育てで問題を抱えた時に助けを求めるのは勇気のいることです。しかしそうすることは最も賢明な選択であり、子供にも親にとっても最善の結果をもたらすでしょう。

第四章 女性移住者と家族が直面する問題

今日、カナダにおける日本人移住者のおよそ3分の2は女性で、その日本人移住者が最も多く住んでいるのはグレーターバンクーバー地区です。本章では、日本人女性移住者とその家族が、カナダの生活に順応する上で直面する問題について見ていきます。どのような問題があるのでしょうか。

*言葉の壁

*カナダの文化や社会への順応

*ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)を含む夫婦関係のストレス

*経済的困難と不安定な雇用

*セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)

*人種、階級、性別の相互関連

*子育てのジレンマと世代間のギャップ

言葉の壁

一般的に、英語を話せない女性移住者は、無力で孤独だと感じやすくなります。孤立して自分自身では権利や選択などの情報を得ることが難しく、他人に依存せざるを得ません。言葉の壁は、本人の社会生活や家族関係、雇用機会、公共の情報やプログラムへのアクセスにも影響を及ぼします。英語を話せない女性移住者は、カナダ社会において政治的、社会的、経済的に最も弱い立場に置かれていることが多いのです。

ある調査によると、26歳から35歳の日本人女性移住者のほとんどが、大学レベルの教育を受けています。女性達の中には、カナダには日本よりもっといい就職口があるだろうと推断し移住を決意する人も少なくありません。国際結婚が多いのも特徴です。英語を流暢に話すことで、孤立することは少なく社会や就職などの壁を乗り越えることはできても、それでも移住に困難はついてまわります。いざ問題に直面した時に、どこに行けばどんな支援を得られるのか知っていることは重要です。英語力が不足し、自分の抱える問題や必要な援助をきちんと説明することができないため、助けを求めることをためらっている女性もいるかもしれません。英語を話せることは、社会に溶け込み、必要な支援を得るカギとなるのです。

カナダの文化や社会への順応

女性移住者は、カナダ社会の民主的な手続きや、様々な社会のしくみに順応することに難しさを感じるかもしれません。年功序列や男性優位の社会体制が色濃く残っている日本とカナダでは、社会のルールや価値観が違います。

例えば学校運営のしくみを把握していないと、子供が学校で問題を抱えた際にどう対処してよいかわかりません。病院や警察、裁判所、子と家族発達省などの組織や役所と関わるのは恐ろしいと感じて緊張する人もいるでしょう。しかしこうした機関は、その権力を行使するというよりも、むしろ、問題を抱えて立ち往生している女性移住者を援助し支える働きをすると言うことができるでしょう。問題を抱えた女性移住者と公的機関との相互理解を確かなものにするために、通訳や文化的背景を理解できる擁護者のサービスを手配することが肝要です。

ドメスティック・バイオレンス(家庭内暴力)を含む夫婦関係のひずみ

男性移住者もまた、カナダ社会になかなか順応できない場合があります。従来よりも低い社会的、経済的地位を受け入れざるを得なかったり、家庭内での役割変化を求められているかもしれません。日本社会で期待されている「家長」(世帯主)や「一家の稼ぎ手」役を果たしていないと感じ、その劣等感や、怒り、不安、挫折感のはけ口を妻に向ける危険性もあるのです。

また多くの女性移住者は国際結婚をしているため、夫婦がお互いの価値観や文化、社会的ルールの違いを認識し尊重しなければならないという別の課題も抱えています。

さらに多くの移住者の女性はカナダ人、ないし永住者に呼び寄せられているために法的、経済的に夫に依存している場合があります。結婚が破綻した場合に、経済的、社会的に不安定な立場に立たされるだけでなく、別居するならスポンサーとして保証することを辞める、と夫から脅かされる場合もあるでしょう。しかし、別居や離婚はすでに妻が得ている永住権(移民の資格)には影響しません。呼び寄せ手続きの際に国に対して約束した夫の扶養義務は残ります。

ドメスティック・バイオレンスとは、家庭内の、例えば配偶者に対する暴力的行為を指します。ほとんどの場合、加害者は男性です。この暴力には心理的、性的、身体的暴

力のすべてが含まれます。夫婦間のドメスティック・バイオレンスの背景には、被害者となる配偶者を孤立させ、苦痛や恐怖心を与えることで自分に従わせようという意図があります。身体的暴力には脅しや殴打、殺人に至るまで形態があり、軽蔑や見下しなど様々な程度の心理的虐待を伴います。

ドメスティック・バイオレンスは一回限りではなく、繰り返し行なわれることが珍しくありません。暴力は毎日であったり、毎週であったり、それがもっと頻繁になったり、激しさを増していくこともあります。そして経済事情や文化的背景に関わらず被害者は女性であることが多いのです。

個人的な感情や社会的、経済的事情の重圧があるために、繰り返される虐待から逃れられない被害者もいます。文化背景を配慮したサービスが充分でないと、被害者が虐待から逃れられるための援助ができず、その結果被害者がまた虐待状況へ舞い戻ってしまう恐れがあります。

経済的困難と不安定な雇用

多くの女性移住者は低賃金で過酷な労働条件の下で働いています。不規則な労働時間や、福利厚生の不整備、労働者を守ってくれる組合もありません。女性移住者は労働市場で不利な立場に置かれています。夫の収入という経済的保証なしでは、女性移住者のほとんどは自分や子供を養っていくのに十分な収入を得ることができません。別居、離婚した女性移住者は、経済的困窮に陥り社会的地位や生活の安定も失い、片親家庭としての苦労は並大抵のものではないでしょう。

セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)

女性移住者は、職場でセクシャル・ハラスメントを受けやすい立場にいます。職場でのセクシャル・ハラスメントとは、従業員に対して不快な性的コメントや性的な振る舞いがあることで、そのことが原因で被害者が仕事をする上で不利な状態に置かれることがあります。

すでに新しい文化や環境に順応するというストレスを抱えている女性移住者が、セクシャル・ハラスメントを受けるのは特につらいことです。孤立してしまったり、自分のアイデンティティや自尊心がゆらぐかもしれません。日本ではハラスメントを受けるのは魅力的である証拠などという間違った見方もあり、被害者である女性移住者は、黙って我慢し、ハラスメントを受けることは自分の恥だと思ったり、自分を責めたりすることもあります。

しかしセクシャル・ハラスメントは違法行為であり、あなたがその対象になるべきではないのです。ハラスメントを止めさせるため行動しましょう。必要な手助けや支援が用意されています。

人種、階級、性別の相互関連

人種差別とは、先祖や血統人種を理由に個人を不当に扱うことです。有色少数民族の女性移住者の中には、人種差別により、白人の移住者に比べて失業率が高く、その能力や技術を十分に活かす仕事に就くことが出来ないケースが多々あります。人種的偏見や差別の影響は計り知れないものです。

日本やその他のアジア女性は男性社会に服従し独立心がなく性的要求に従順である、などという固定概念も人種差別です。アジア女性は外見から判断され、その意見は無視

され、男性の性的欲求を満たすものとして扱われ、都合のよい怒りのはけ口として見なされてきました。文化の異なる異性との恋愛関係のリスクを知らない女性移住者の中には、こうした考えを持つ男性の餌食になって人種差別や虐待を受けている人もいます。一度虐待を経験するとその女性は、自分は弱く劣った存在で、男性から社会的、経済的支援を受け守ってもらう代わりに、服従すべきなのだという社会的態度を内面化し、そう思い込んでしまいます。虐待関係に陥った女性というのは、受身になることを強いられてきており、その虐待者に精神的にも依存しています。結婚している場合には、それが破綻したら世間から人間として失格だと見られるのではないかと恐れたり、弱い立場に置かれ、また経済的にも独立できないために、その屈辱的な関係を続けなければならないと感じている女性もいます。

最近では専門職やキャリアを持った女性移住者が増えたと言われていますが、シングルマザーすなわち片親家庭となった女性の中には、孤立し就職の機会にも恵まれず、低賃金での仕事を余儀なくされ貧困に苦しむ人もいます。しかし幸いにも、女性移住者の多くはバンクーバーやトロントといった大都市に住み、日本語での支援サービスを受けやすい環境にいます。

子育てのジレンマと世代のギャップ

移住者家族は、カナダの社会に順応する上でストレスを抱え、このようなストレスを家族に対し無意識にぶつける、すなわち、八つ当たりしていることがあります。

カナダの一般的な親のしつけに比べて、移住者の親が権威主義的な方法で子供をしつけようとするために、親子間に対立が起こることもあります。移住者家庭の子育てが、カナダ人家庭と違う点には次のようなものがあります。

- *しつけに体罰を用いる
- *思春期を迎えた子供がデートするのを当たり前のことと認めようとしない
- *社交性やスポーツよりも学力を重視する
- *家族関係、社会生活、文化価値、伝統や行動に関して、親の考え方ややり方を押しつける。

子供達はカナダの社会に順応するにつれ、家庭の外で社会規範や価値を学んでいきます。子供の中には、二つの違った文化や価値観、伝統の間で板挟みになったと感じている場合もあります。どちらの文化にも適合しようとした結果、アイデンティティの葛藤に悩まされることもあります。

移住者の子供達は、カナダで教育を受け社会経験を積んでいるために、カナダ文化の価値や習慣に従うべきだというプレッシャーを感じているかもしれません。そのため、自分の親や親の持つ文化を疎ましく思い距離を置いたり、英語を話せない親やその親の持つ伝統価値を恥ずかしく思い始めるかもしれません。これは、英語の難しさや新しい学習スタイルへの適応、また人種の中傷や威嚇の対象になっていることなどへの苛立ちを子供が感じていることが原因になっている場合もあります。

母親が子供に英語の通訳を頼っていることが、家族の間での役割の反転を招いているケースもあります。子供達がアイデンティティの葛藤にうまく対処できるよう、親や学校の管理者や、コミュニティの組織が支援体制を整える必要があります。またその親自身が悩みを抱えている場合にも、必要な援助や支援を得られるよう、サービスやプログラムが整えられなければなりません。

最後に

移住者やマイノリティの女性を支援する組織は、今後ともそのプログラムに人種差別反対のねらいを反映させ続けなければなりません。マイノリティの女性移住者に関して、人種、階級、性別がどのように交差し影響しあっているのか注意を払い、女性移住者が共通してもつ問題を乗り越えるためには、どのようなサービスや支援が必要なのかを見極める必要があります。

移住者女性が社会的順応や経済的困難を経験した際に、日本語支援ワーカーや支えになるボランティアがいて、状況は大きく変わります。日系カナダ人権プログラム、多文化サービス機関の日本語サービス、また日本人コミュニティ・サービス機関には支援と擁護プログラムが用意されています。またローワー・メインランドには、隣組を始めとしたコミュニティ機関もあり、多くの移住者女性に有効な援助の手を差し伸べています。

第五章 人権侵害に対処するために

人権侵害にはさまざまな形があります。人権侵害は、暴力のように露骨な場合もあれば、悪気のない冗談のように微妙なものもあります。人の身体や所有物に対する侵害はカナダの刑法によって禁じられていますが、連邦政府、各州政府の人権法はコミュニティにおける人の尊厳と平等に対する侵害に対処するために定められています。人権侵害の中でも最も一般的なものは、差別行為です。

差別とは？

差別とは個人の特質を理由にその人を異なる形で、または不公平に扱うことを意味します。カナダの最高裁は差別を次のように表現しています。「意図的であってもなくても、個人または集団の特質を根拠にして、他の人には課せられない不利益を課する、または社会の他の人の得ることのできる権利やサービスへのアクセスを拒否する、あるいは制限する効果を持つ区別。」

(「アンドリュウ対BC州法律協会」判決文より：[1989] 1S. C. R. p. 144)

「法を知らないことは弁護にならない」と言う格言が示唆する通り、たとえ意図的であっても差別行為は違法です。意図的な差別行為の方が無意識のそれよりも非難に値する、とは言っても、被害者からすれば受けた害に差はありません。差別を見極める方法を知ることによって私達は他人に対する加害行為を防ぎ、全ての人が自由に、恐れることなく社会の営みに参加することを助長できます。

BC州の人権法は差別を次のように定義しています。

第7条(1)

以下の種のものを出版、発行、展示すること、または出版、発行、展示させてはならない：

- (a) 個人や集団または階級に対して差別または差別の意図を示すもの、
- (b) 個人、または、集団、階級の人種、肌の色、祖先、出身地、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、その個人、集団、階級を嫌悪または軽蔑にさらす事が予想されるもの。

第8条(1)

誠意と道理に基づく正当な理由が無ければ、

- (a) 個人、集団、階級の人種、肌の色、祖先、出身地、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、その個人、集団、階級に通常公衆が得ることのできる便宜、サービス、施設の提供を拒否してはならない

第9条

以下のことをしてはならない：

- (a) いかなる形ででも売却可能と示される商業または住居物件を購入する機会を個人、または、ある階級に属する人々に与えないこと、
- (b) 個人、または、ある階級に属する人々の人種、肌の色、祖先、出身地、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、その個人、または、階級に属する人々に、土地またはその利用の権利を取得する機会を与えないこと。

第10条(1)

以下のことをしてはならない：

- (a) 個人、または、ある階級に属する人々の人種、肌の色、祖先、出身地、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、その個人、または、ある階級に属する人々に、借家として入居が可能と示される空間を借家人として占有する権利を与えないこと。

第11条

人種、肌の色、祖先、出身地、政治信念、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を制限、指定または優先する職業、雇用に関する広告は、雇用の資格として正当な根拠を持つ制限、指定、優先がない限り、公表(出版)しては、あるいはさせてはならない。

第13条(1)

以下のことをしてはならない：

- (a) 個人の人種、肌の色、祖先、出身地、政治信念、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、またはその人が雇用と関係のない重大犯罪、または軽犯罪の有罪判決を受けたことがあるのを理由に、職業、雇用を拒否すること。
- (2) 職業仲介業者は(1)項に述べたいかなる理由ででも個人を紹介することを拒否してはならない。

第14条

労働組合、雇用者団体、職業協会は以下のことをしてはならない：

- (a) 人種、肌の色、祖先、出身地、政治信念、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢を理由に、個人の入会を拒否すること。
- (b) その人が会員であることと関係のない重大犯罪、または軽犯罪で有罪判決を受けたことがあるのを理由に、その人を会から除名する、あるいは、会員権を停止すること。

第43条

当法に基づき苦情を訴える者、訴えに氏名を記した者、訴え又は他の手続きの中で証言を述べるなど助力する者に対し、そのことを理由に立ち退き、解雇、停職、除名、脅迫、強要、金銭的その他の罰則、権利・利益の否定やその他の方法で差別してはならない。

人種差別とは？

カナダで日本人、日系カナダ人が最も頻りに直面する差別が人種差別でしょう。人種差別とは広く、「『人種』、肌の色、宗教、祖先、民族背景の異なる者に対する敵対行

為」、と定義されます。(カナダ反人種差別教育・研究協会、1993)人種差別は、経済状況が厳しい時期や、急速な社会変動のとき、その変化に不安を感じる人が「購罪のヤギ」(スケープゴート)を求めるときに特に発生しやすくなります。人種差別の根底には、あるグループの者が他者に対する権力、影響力を求める抗争があるのです。

極端な例では人種差別は暴力行為につながる事もあります。ここに言う「暴力」とは、「身体的暴力」(凶器によるものも、そうでないものも含む)だけではなく、「おどし」(身体的、精神的脅迫、憎しみに満ちたにらみ付け等)や「ハラスメント=嫌がらせ」(侮辱、押す・突く、特定の民族グループをからかいの対象にして「エスニック」な冗談を言う、人種差別的な落書きや差別をそそる宣伝などの行為)にも及びます。

人種プロファイリングとは?

人種差別の中には、近年盛んな議論の的となっている人種プロファイリングRacial Profilingがあります。人種プロファイリングとは、政府機関などによって行われる人種差別の一種で、民族性、人種、出身地などを根拠に個人が当局(警察官など)の尋問・連行の対象とされることを意味します。例えば、中近東の民族背景を持つ人が飛行機に乗ろうとしたら、移民局と税関局の職員が急に近付いて来てその人を連行し、尋問を始めたとします。その人の持ち物が念入りに調べられ、二人の係官から専らテロリズムとアル・カイダに関連する質問ばかりに答えさせられます。そうしているうちにその人は、自分か引き止められ、捜査され、尋問された理由は自分の民族的背景だったことに気付きます。個人の人種または民族的背景を唯一の理由に、その人に対して他の市民と異なる扱いをすること、これが人種プロファイリングです。

ハラスメントとは?

差別にはハラスメント(=嫌がらせ)も含まれます。ハラスメントとは、理性的な人なら「歓迎されないだろう」と知りうる、人の品位を下げる、あるいは人に屈辱や恥ずかしい思いをさせる行為を指します。ハラスメントは行動(触る、押すなど)、発言(冗談、侮辱、侮蔑的呼称など)、展示(ポスター、漫画など)など、あらゆる形状をとります。個人に対して、カナダおよび、BC州の人権法に記されている理由(人種、肌の色、国籍、民族背景など)でハラスメント行為が行われても、その行為は差別と見なされません』

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)とは、あなたが求めない、あるいは歓迎しないのに、他人が性やジェンダーに関連する行動・発言をして、それであなたが嫌な思いをすることを意味します。これには不適切な身体の接触、女性や男性に対する嫌みな冗談、性的な依頼や提案、身体をじっと見つめたり身体について歓迎されないコメントをする、あからさまな性的内容の写真や絵を展示する、あなたのジェンダー(性的指向など)を根拠に攻撃的な発言をする、などが含まれます。

また、言動がハラスメント行為と見なされるには特定の人に向けられる必要はありません。性、ジェンダー、人種に関してステレオタイプ(本章の後段を参照)に基づく発言をすることも、それを聞いた誰かに不快を感じさせればハラスメントと見なされる可能性があります。つまり、ハラスメントであるかどうかを決めるのは、言動をとる人の意図ではなく、その対象となる人またはそれを見聞きする人の気持ちなのです。

文化の違いとハラスメント

近年、日本企業の北米拠点の職場で日本人上司によるセクハラ行為が問題になっています。これに対し日本では、「自国では問題にならない行為が、文化の違いのため、北米の法に触れただけ」、と軽視したり、「文化の違いを考慮しない人権制度が悪い」、と逆に日本人が被害者だと言わんばかりの論調が見られました。もちろん東西南北で文化の違いは多々あります。しかし人権を犯す習慣を「文化」と称して焦点を行為から文化にそらすと、本題である女性や少数者の視点・気持ちがないがしろにされてしまいます。被害者の立場を無視して自己の権利を主張する—これは加害者の論法の典型です。

東西を問わず慣習的・構造的差別は、職場だけでなく生活のいたるところに残っています。男性が女性に対して、白人が有色人種に対して、日本人が韓国人・朝鮮人に対して、異性愛者が同性愛者に対して、、、ハラスメントは先にも述べた通り、加害者に有利な不平等な力関係を築くための手段です。だからこそそれは全ての差別を維持し、助長するものです。これに気付かない人、この関連性を否定する人、「文化の違い」と言い逃れる人が人権侵害の撤廃を妨げているのです。古くから潜在する差別的習慣を固持するより、人権を尊重する習慣を新たに定着させる方が、日本文化を生きたものとするのではないのでしょうか。日本政府の制定した反ハラスメント法もそれに向けた大きな一歩と言えるでしょう。

職場における人権

全ての職場は事業が効率的・効果的に、そして責任を持って運営されるよう組織されています。通常これには責任と権限の上下の階級組織(ヒエラルキー)が伴いますが、これにより個人間に不平等な力関係が築かれることがあります。権力を与えられる人のほとんどは、責任感を持って、公平にその権限を行使します。しかし権力は時に立場の弱い人の人権を犯すような方法で乱用されることもあります。このような乱用を防ぐため、職場における人権は労働法や人権法の中で入念に定義されています。雇用主も従業員も、これらの法律を学び、守ることで、職場の全ての人の尊厳と人権を守ることができます。

職場における主なる人権課題は以下の通りです。

A) 職場における人権侵害

BC州の人権法によって守られている従業員の基本的権利は、雇用機会への均等なアクセスと職場での公平な扱いです。例えば就職希望者または従業員を評価する際に考慮しても良いものは、能力、功績、責任範囲など、仕事に関係のあることだけです。

人権法は雇用に関して、人種、肌の色、祖先、出身地、政治信念、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性、性的指向、年齢、仕事または希望する仕事と関係のない刑法有罪判決を根拠に差別することを禁じています。

また、従業員は上記の禁じられたいかなる理由に基づくものであっても、職場でのハラスメントから守られています。

B) 職場における従業員の権利

BC州で働く従業員には差別とハラスメントのない職場で働く権利と、報復を恐れずに苦情を訴える権利があります。これは、従業員が(1)個人の能力経験の評価に基づいて仕事を与えられるべきであり、(2)仕事に必要な技能、経験、教育などの明確な情報を与えられるべきであり、(3)職務や期待される業績を知らされるべきであり、(4)短所、すなわち、いたらなかったところを知らされて、業績を向上する機会を与えられるべきである、ということを意味します。

C) セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

従業員はセクシュアル・ハラスメントのない環境の中で仕事をする権利を持っています。セクハラとは、権力の乱用、歓迎されない性的な性質の言動で、ハラスメントを受けた人に仕事をする上で影響を来す可能性のあるものです。

セクハラ例としてあげられるのは、(1)言葉による罵倒や脅迫、(2)歓迎されない発言や冗談、暗示、冷やかしなど、(3)性的内容、その他不快を感じさせるようなものの展示、(4)ぎこちなさや当惑を感じさせるようないたずら、(5)歓迎されない誘いや依頼、(6)横目(嫌らしい目つき)で見るなどの行為、(7)触る、撫でる、軽くたたく、つねるなど、不必要な身体的接触、(8)性的暴行などで、上記のものに限られません。

D) 従業員の募集

下記のガイドラインは雇用主が募集・選択の方針と実施を設定するのに役立つでしょう。

雇用の面接では以下のことを避けるべきです。

- (1) (一般的に)年齢のことを尋ねる、または出生証明書について尋ねる、
- (2) 就職希望者の出生地や、本人、家族、配偶者の国籍、民族的背景について尋ねる、
- (3) 仕事と関係している場合を除いて、犯罪歴や逮捕歴について尋ねる(例えば、仕事の内容が子供と接触するもので、前科などの調査は子供の安全を確実にするためである場合)、
- (4) 心身の障害や限界、健康問題について説明を求める、
- (5) 政治的信条、哲学について説明を求める、
- (6) 宗教や所属教会などについて尋ねる、
- (7) 就職希望者の性、性的指向について尋ねる、
- (8) 妊娠、子供の世話の手配、出産の予定について尋ねる、
- (9) 就職希望者の結婚状況について尋ねる。仕事をするのにどうしても必要な場合以外にこれらの質問をすると、雇用主は就職できなかった人から差別されたと訴えられるかもしれません。

E) 給料の差別

BC州の人権法は、男性と女性が類似する、あるいは実質的に類似する仕事をする場合、同じ給料を受けなくてはならない、と定めています。各雇用主は性別が給料水準を決める要因にならないようにする義務を負っています。

F) 各種障害

身体的、精神的障害のある人はBC州の人権法に保護されています。障害を持つ人を雇うと、仕事の内容や現存の施設を一部変更する必要があるでしょう。そのような「合理的な調整」と呼ばれる処置には、重要でない業務の再配分、就業時間の柔軟化、施設の物理的改造、訓練・作業の補助手段の支給などが含まれる場合があります。

人権侵害への対処

カナダに住む人は誰もが連邦、及び州の法律に基づき、平等に人権の保護を受ける権利を持っています。先にも述べた通り、私達の住むコミュニティにおける人権侵害を防ぐためには、市民が自分の人権を知り、法律が定義する差別を見極めることができなければなりません。また、人権が侵された時に何が出来るかを知っておくことも重要です。そうすることで、各人は他人の尊厳と人権を守れるようになりますし、他人も私達の人権を守れるでしょう。

人権侵害が起きたとき、加害者を訴えようとする個人を援助できる政府機関・民間団体は数々あります。この冊子では、職場での人権侵害、セクハラ、ヘイトクライム(hate crimesとは人種その他の差別を助長する憎しみに基づく犯罪)への対処について基礎的な情報を提供しています。分野別に人権侵害の問題について助言や援助を提供している機関・団体のリストと連絡先は、本冊子の英文の末尾にあります。

BC州における差別の大部分を取り扱う役所はBC州人権審判法廷です。しかしながら、カナダ人権委員会は特定の企業分野で起こる問題を取り扱います。(例えば、航空会社、鉄道、銀行、電話電信会社など。)自分の問題がどちらの役所の管轄か分からない場合には、どちらかに問い合わせれば、必要な答えが得られるでしょう。本冊子では、便宜的にBC州人権審判法廷を中心に説明しています。

性的、その他のハラスメント行為があった場合

もしも性的、あるいはその他の種類の嫌がらせを受けて、加害者に対して訴えを起そうと考えている場合、勝訴の可能性を最大限にするためには以下の行動を取ることが重要です。

- (1) 事件の起きた日時、行為の詳細、証人となる目撃者などを記録しておく、
- (2) 加害者が他の人に対しても問題となる行為を行っていると思われる場合に同僚の従業員・住民・学生に話す、
- (3) 加害者に対し、自分が感じたこと、あるいは問題の行為が歓迎されないものであることを伝える、
- (4) 事件を上司またはその他の人事担当者、教員などに報告する、
- (5) 地元の女性団体や安全グループなど、コミュニティから援助を求める。

職場でのハラスメントの場合、まず会社の中で権威を持つ人と相談して、会社側が問題の行為を阻止することができるようにします。しかし、会社が問題の行為を止めさせなかったり、会社の最高責任者が問題の行為の当事者である場合、BC州人権審判法廷に訴えることができます。

職場で起きたら

職場で差別またはハラスメントを受けた人には、次の対処方法のうちから適当と思われるものを選んでください：(1)雇用主が定めている社内苦情処理手続きを使う；(2)労働組合がある場合、その苦情手続きを使う；(3)BC州人権審判法廷(または、カナダ人権委員会)に訴える。

雇用主には従業員の権利を保護する義務がありますが、多くの場合、特に中小企業などでは、正式な苦情処理手続きがない、あるいは人権侵害の訴えに対処するための訓練を十分に受けている人事担当者がいなかったりします。また従業員の多くは訴えを取り上げてくれるような組合に属していません。雇用主を通しての適当な対策や手続きがない場合、その人はBC州人権審判法廷に自分のケースを訴えることができます。(このガイドの英文末尾のリストをご覧ください。)

BC州人権審判法廷

BC州の住民は、BC州の人権法で守られている権利を侵害する行為に対し、BC州人権審判法廷に告訴することにより、法的救済を求めることができます。BC州人権審判法廷とは、BC州の全住民が人権法によって守られることを確実にするために、BC州人権法に基

づいて設立された準司法機関です。加害者による侵害またはハラスメント行為から6か月以内に苦情申し立て用紙に記入することで、誰でもこの審判法廷に訴状を提出できます。(訴状提出の期限は事情によっては延長されることがあります。)

審判法廷に訴状が提出されるとまず、審判法廷は仲裁により当事者間の友好的な解決を試みます。仲裁が成立しなかった場合には、審判法廷で審理をおこない、責任の所在をあきらかにして、適当な救済を裁定することになります。BC州人権審判法廷の手続きの詳細を知りたい方は、BC Human Rights Tribunalのホームページ(<http://wwwbchrt.bc.ca/>)をご覧ください。

こんな時は?

人種その他の差別やハラスメント、暴力の被害者は、ほぼ例外なく、恐怖、怒り、孤立(感)、困惑、憂鬱などを感じるでしょう。そのために被害者の判断能力が著しく減退して、正しい対処法を取りたくても取れない場合があります。あなた、または友人が差別やハラスメントの被害者となって、どうすればいいか自信がない場合、判断に関して助言できる人に相談することが重要です。このような援助を提供できる各種団体は、本冊子英文末尾のリストに掲げてあります。

何かが起こったときにどうしたらいいのか、どこに連絡するべきか、などについて、以下のQ&Aを参考にして下さい。

Q:脅迫されたり、危険な状態にあったり、暴力を振るわれたりした場合どうしたらいいでしょうか?

A:911番に電話して助けを求める。地域によっては緊急の連絡先が911ではない場合があります。電話帳で調べるか、電話交換手(0番)に問い合わせして下さい。

Q:届け出にあたっての重要な情報は?

A:状況をなるべく詳しく客観的に説明する事が大切です。

*事件の起こった日、時刻、場所。

*何が起こったのかということ。

*事件関係者(加害者)の特徴、身長、髪の毛の色、目の色、服装やとくに目立った特徴などについての詳細。

*事件に関わりのあった車やその他の物品の特徴。

*目撃者の氏名、住所、電話番号。

*警察官が呼ばれた場合は、氏名、バッジの番号と所轄署。

*負傷した場合にはその診断書。

*物品、財産の損傷状態の写真やそれに関する保険会社への報告書。

Q:警察への被害届けの出し方は?

A:警察に届ける場合、次の点が重要になります。

*友人や目撃者に警察署に付き添って行ってもらおうと心強い。

*英語に自信のない場合は、通訳できる人を同伴するか、通訳を呼ぶよう頼むこと。

*人種差別による暴力について、警察はどのような取り扱いをするのか尋ねること。

*問い合わせや記録に便利のように事件の整理ファイル番号をもらうこと。

*事件の扱いに進展があれば通知をしてくれるよう警察官に依頼すること。

Q:その他にできることは?

A:けがをした場合には、経済的な補償が受けられるかもしれません。被害者情報ライン (Victims' Information Line, 1-800-563-0808)に電話して下さい。

民事訴訟を起こして損害の賠償を請求できる場合があります。財政的に余裕があれば弁護士に相談するのが望ましいのですが、それが無理であったり、誰を雇えばいいのか分からなかったりする場合には、リーガル・エイド(Legal Aid)に連絡して下さい。

リーガル・エイドは非営利団体であるリーガル・サービス協会(Legal Services Society of B.C.)が行っているサービス活動です。無料の弁護をうけられる問題であるかどうかを問い合わせることができます。どのような対策や手続きがあるかについて助言が受けられます。このサービスはBC州在住のすべての人を対象に行われているもので、最寄りの事務所の番号は電話帳に記載されています。

差別の加害者にならないために

私たちは多民族国家カナダで少数者として生活しています。日本に住んでいる時にはあまり経験できなかったこと、すなわち、自分とは異なる様々な人々の文化や行動に日常的に触れて、目を開かれる機会に恵まれているといえるでしょう。しかし同時にそこには、大きな落とし穴があります。それは、私たちが人種差別の被害者意識に染まってしまいがちなことです。実際には私達ひとりひとりが、差別の被害者になりうるだけでなく、同時に加害者にも成り得るという問題について、ここで考えてみましょう。

私たちは少数者であるからと言うだけで、特定の民族や集団に対する偏見を持たないとは限りません。そのような偏見は、他の集団に対するステレオタイピング(十把一からげの考え方)に起因することが多いと思われれます。例えば、アジアの他民族に対する批判的な物言いなどは、彼らの文化や歴史への理解のないまま、単に日本文化と比べては、その違いを、奇異なもの、あるいは、劣ったものとして決めつけている事によるのではないのでしょうか。

特定の集団の中で、ある特性を備えた人物に数人会っただけで、それはその集団の全員に共通する特性だと決めつけてしまうことがステレオタイピングです。例えば、「日本人は皆、集団でしか行動できない。個人行動はできない」というステレオタイプを考えてみれば、それが、どれほど不正確で不公平な見方かがわかるはずです。

私達が新しいことを学ぶ過程はしばしば、情報の一般化と分類に基づいています。赤く灼けた電気コンロに触れて火傷をした幼子は、次に似たような形状や色、臭いの物を見た時には、それに触れないことを学習します。人間は、似通ったものをひとまとめにして己を取り巻く世界を分類し、その中で身の処し方を学ぶことなしには、生きてはいけません。

しかしステレオタイピングとは、この「分類」という必要不可欠な活動を極端な、そして有害なものにしたものです。それは特定の集団に属する人に対して固定観念、つまり先入観を形成します。ある個人に向かい合う折に、その本人独自の資質に目を向けることなく、その人が属する人種、国や階級を通して、また、そのステレオタイプを通してしか見ないということは、相手に対して失礼なばかりではなく、そうする側にとっても多大な損失となります。ひとりひとりが個性を持つこの複雑で豊かな世界を堪能する機会を逸するからです。分類は、人間の学びのためのツールですが、ステレオタイプは逆に学びを妨げるバリアです。それだけではなく、少数者集団への固定観念が高じれば、

それが憎しみや暴力を招くことも、様々な民族紛争やナチズム、同性愛者への襲撃事件などに明らかです。

人間は、本質からして、ステレオタイプから完全に抜け出せません。しかし他の集団の人々に対して、寛大で敬意的な姿勢を身に付けることで、彼らの特性に対して不当な批判をしないように心掛けることは出来ます。なぜ、その集団は、そのような特質を持つ傾向があるのかということ、つまり、歴史的、社会的な背景に思いを致せば、少なくとも、自分と異なる集団の特性を否定的に見ることは避けられるのではないのでしょうか。

歴史上、良くも悪くも、日本と密接な関係を持ってきたアジアの近隣諸国の人々を理解する上で、このことは、ことに大切です。しかし戦後に日本で教育を受けた人の多くは、太平洋戦争について学習したとき、食料不足や空爆の恐怖、原爆の投下、日本軍人の死など、日本人の被害、すなわち、苦しみのことばかりを教えられました。また、これらのことは日本の教育に悪影響があるだけではなく、国際社会なかでの日本が得ている尊敬を傷つけることとなります。日本とアジアの国々との間に新たな、相互尊重の関係を築くためには、過去に何があったかを学び、今何ができるのかを考えなくてはならないでしょう。

多民族社会カナダで暮らしておられる皆さんはこの、せつかくの機会を大いに活用して、自分とは異なる背景を持つ人々を傷つけない偏見が自分の中にあるのかどうかを考えてみては如何でしょうか。世界の人々の間に和解と平和が訪れる日を待ち望むなら、自分達だけではなく、カナダに住むすべての少数者の人権が守られているかどうか常に留意することで被害者にも加害者にもならずに住むことができるのだと考えます。

他の人々の人権のために

経験したことが繰り返されないように、そして、他の人の参考になるように、政府機関や政治家に事件のことを知らせて下さい。

- *政治家(市会議員、州会議員、国会議員)
- *連邦政府の多文化主義および市民権担当の大臣
- *BC州司法長官

コミュニティの団体にも事件を報告して下さい。日系人の方であれば、JCCA人権委員会がその連絡先となります。JCCA事務所(電話:604-777-5222、

ファックス:604-777-5223)を通じて連絡できます。ローワー・メインランド以外の地域ではNAJC加盟の日系人団体に連絡して下さい。連絡先は、JCCA事務所、または、ウィニペグのNAJC本部(204-943-2910)にお問い合わせ下さい。

報道機関のための発表(例)

全カナダ日系人協会 404 Webb Place, Winnipeg, Manitoba R3B 3J4

不寛容の行動

2001年9月17日

全カナダ日系人協会(NAJC)は多くのカナダ人とともに9月11日のテロリズムの行為を非難し、その結果、何千人もの人々の生命が失われたことを遺憾に思う。この悲劇の際

に愛する人を失ったアメリカの友人たちに心から、お悔やみを申し上げる。

この恐ろしい事件の直後、このようなことが無事の市民に降りかかったのはなぜかと疑問に思いつつ、怒りと報復の念が表面化してきている。だが、このような残虐行為の責任者に対する報復ではなく、正義を求めることが大切である。破壊的な感情に駆られて行動したならば、私たち自身を加害者と同列の地位に貶める結果となる。

全カナダ日系人協会は、このように試練に満ちた状況下に、米加両国でイスラム教徒、中東、南アジア出身者のコミュニティに向けられた憎悪と人種差別の事件が増加しつつあることを憂慮している。いかなる個人も集団も信条や身体的特徴に基づいてやり玉に挙げられ、責任があると見なされてはならない。

正当化できない最近の不寛容の行動は日本に祖先を持つカナダ人の悲痛な記憶を思い起こさせる。1942年、大戦時のヒステリー状態の中で日系人は人種差別と排斥の犠牲となり、祖先が日本出身であるがゆえに『敵性外国人』と呼ばれたのである。第二次大戦中から大戦後にかけて、日系カナダ人は人権を蹂躪され、財産を没収され、収容所に送られ、各地に分散、定住させられたのである。

私たちは憎悪に基づく行動に反対して発言し、警戒心を強め、仕返しや暴力行為を恐れている人々に支援の手を差し伸べなければならない。私たちは政府に対して、イスラム系、アラブ系そのほかのコミュニティの人々を攻撃から保護し、その安全と権利を確保するよう強く要請する。他のいかなるコミュニティも同様なことを経験しないようにするために、私たちすべてが日系カナダ人の経験から教訓を引き出すことを期待しようではないか。

連絡先

NAJC会長	三木ケイコ	204-943-2910(ウィニペグ)
NAJC人権委員会委員長	花沢ジュディ	604-876-9858(バンクーバー)

第六章 その他の対応策—政治家への働きかけとコミュニティ活動

正式の苦情申し立て手続きに加えて、人権問題に関するどのような対応の可能性があるのでしょ

1. 非公式の話し合い

正式の苦情申し立てを始める前に相手側と非公式な話し合いをすることによって、問題を解決できるかどうかを考慮する必要があります。たとえば、雇い主に直接問題を話すとか、組合の代表に相談して非公式に会社側に掛け合ってもらえるでしょう。

正式に人権審判法廷(Human Rights Tribunal)に訴えられると会社の評判に悪い影響がある、弁護士費用や時間がかかるなどの問題を考えて、経営者は苦情を非公式な方法で早急に解決したいと考えるかも知れません。

一例を挙げてみましょう。ある日系人からJCCA人権委員会にアジアからの輸入食料品を扱っているスーパー・マーケットに「ジャップ・オレンジ」という表示でミカンが売られていたと知らせて来ました。早速、委員会のメンバーの一人がそのスーパーを訪れてそのような表示があることを確認した上で、店員にそれが日系人にとっていやな感じ

のするものであることを訴えましたが、その店員は委員が言っていることを理解しませんでした。そこで、その委員はそのスーパーの支配人に手紙で苦情を伝えました。その支配人はすぐに返事を送ってきました。そのようないやな感じを与えるサインを取りのぞき、店員全員にそのような処置を行なったことを徹底させた、という内容の手紙でした。

この例のような直接の非公式な訴えによって問題が解決しなかった場合、コミュニティの団体行動のような別の手段をとることが可能です。これは特定の問題や人権問題に取り組むために他のグループや個人と協力して行動することを意味しています。

2. 政治的陳情活動

ロビイングと呼ばれる政治的陳情活動は、政策や法律等の変更を求めて政府機関や政治家に働きかけることを意味しています。大臣や政府の役所、連邦議会や州議会の議員、市町村議会議員、教育委員等に陳情の電話をかけたり、手紙を書くことがよく行なわれています。直接口頭で事情を説明するために面会を求めてもいいでしょう。場合によっては、集会やデモ等を企画することもあります。その一例を挙げてみましょう。

1988年に認められた日系カナダ人に対する連邦政府からの補償金の支払いは所得とは見なされず免税となるものでしたが、同様な免税扱いを州政府からも認めて貰う必要がありました。そこで日系人の代表が野党の州議会議員で社会福祉問題の責任者に事情を話して、社会福祉金、とくに当時「ゲイン」と呼ばれた高齢者福祉金の支給に影響しないように陳情しました。その結果、州社会福祉省は補償金を所得とは見なさない旨の指示を各地の社会福祉事務所に出しています。

3. 報道機関への働きかけ

誰にでもできる手段として新聞やラジオ、テレビ局への投書があります。簡潔な手紙を書いて郵便、ファックス、または、Eメールで送ります。私たちの経験からすると、1) 半ページぐらいの短めのもので、2) 投書のきっかけとなった記事などに言及し、3) 論点を一、二点に絞り、4) 例えば日系人の立場からのように、筆者の特定の明確な立場から書かれたものであると、取り上げられる可能性が高くなります。(新聞社などは投書した人が本人であるかどうかを確かめるのが通例ですので、氏名、住所や電話番号を書き添えます。) 同じ問題について何人もの人が投書を送ると、報道機関が興味を持って記事にしたり、ラジオやテレビのニュースで取り上げたりするために記者が連絡してくるかもしれません。運動に参加している人と一緒に問い合わせや質問に答えられるよう準備しておくといいでしょう。場合によっては記者会見を催すことも考えられます。グループとして活動している場合には、報道機関のための発表 (Press Release) を用意すれば、グループの主張をメディア関係者に伝えやすくなります。

(この章の冒頭、86ページに収録した全カナダ日系人協会による「報道機関のための発表」を参照してください。)

4. コミュニティ活動

人権問題に関する運動を成功させるためには同調者、協力者が必要です。地域社会の問題であれば、近所の人に呼び掛けてグループを作ることが出来るでしょう。さらに、問題に専門的に取り組んでいるグループに連絡して意見を聞いたり、協力を頼んだりしてもいいでしょう。

その実例：

a) 1993年にバンクーバーの航空会社の一職員によって、日本航空がインド系の乗客に対する差別的な座席指定の政策を採用していると暴露して新聞に報道されました。

BCOFR(BC州反人種主義協会、人種問題に取り組んでいる民間団体)は記者会見を行なって抗議の態度を明らかにしました。JCCA人権委員会はこのBCOFRの代表者と相談した上で、日本航空の副社長(バンクーバー支配人)に手紙を書いて委員会の意向を伝え、さらに、口頭でも意見を伝えるために面会を求め、委員会やコミュニティの憂慮を伝えました。約一ヵ月後に日本航空は新聞に広告として釈明文を掲載し、問題となったインド系カナダ人を一般乗客と分離して座らせる方針を廃止したと発表しました。

b) バンクーバーの住宅街に住むある日系カナダ人の家族は近所に住む年寄の人から長年いやがらせをされています。その隣人は日本人嫌いを公言し、ゴミをその日系人の家の芝生に放置するなどのいやがらせを繰り返してきました。警察に訴え、警官がその老人を訪問することはありましたが、刑事事件として取り上げるだけの確かな証拠がない、私人間の争いだから警察は介入できないなど、警察の対応は被害者にとって満足できないものでした。

JCCA人権委員会はこの日系人家族を継続的に援助しました。警察にも連絡を取って事情を聞きました。委員会はBCOFRの専門家を招いて対策を協議し、その助言に基づいて、バンクーバー市の人種関係委員会に連絡しました。市の委員会はこの問題を審議しましたが、結論として問題の取り上げを拒否し、解決策を提案できないという回答でした。当事者の家族は知り合いの弁護士に相談するなどの努力を重ね、ようやく1994年10月に隣人に対する禁止命令が認められるなど進展が見られるようになりました。

5. 団体行動

団体が行なう行動が「クラス・アクション」と呼ばれることがあります。問題になっているケースを支持する人たちがグループを作り、そのケースが当面、一個人の問題であっても、グループが人権問題に関する苦情を申し立てることができます。BC州人権法に基づいてクラス・アクションが認められ、グループが人権審判に苦情を申し立てることができますし、人権審判法廷はグループ全体に適用される裁定を下すことが出来るわけです。

6. 日系カナタ人に対する補償—コミュニティの努力の成果

1988年の問題解決に至る日系人に対する補償のための運動は、カナダにおける人権の歴史にとって記念すべき成果でした。1980年代のコミュニティの懸命な努力の過程で既に述べたような様々な運動の手段が用いられています。

まず最初の段階では、一般のカナダ人から反発を受けるのではないかと、報復されるのではないかなどを心配する傾向が日系人の間にあり、日系人特有の諦めや躊躇、反対などを乗り越える必要がありました。数えきれないほどの集会、会合が催されました。大きな公開の集会だけではなく、個人の家で行なわれた小さな集まりもあり、情報を交換したり、過去の経験や現在感じていることなどを話し合ったりしました。

運動が可能になったのは、大勢の日系人の参加、支持や寄付があったからです。代表が全国的な集会に参加したり、オタワの与野党の議員を陳情のために訪れたりするためには資金集めが必要でした。さらに、移動・収容のために日系人が具体的にどの程度の

経済的損害を受けたかを明らかにするため、専門家に調査研究が依頼されました。

その後、運動が発展するにつれて、関心を持つ市民の間に幅広い連帯が生まれました。報道機関も日系人の立場を支持するようになり、有力な団体、著名な個人を含めて大部分のカナダ人が日系人の主張に賛成するに至りました。一般カナダ人に、日系人に対する処置が不当なものであったことを分かってもらうことに成功しました。そして、カナダ政府が自国の市民の基本的な人権、公民権を侵害したことを認めて、過去の不正の是正、すなわち補償を行なわなければならないという私達、日系人の立場に対する賛同を確保したのです。(参照、鹿毛達雄『日系カナダ人の追放』明石書店、1998年、205ページ以下。)

カナダの民主主義社会に暮らしている私達は自分の権利が確立されていて、侵害され難いと考えがちです。しかし、多くの歴史的事例や私達の経験から、権利を守るよう常に警戒する必要があるという教訓を導き出すことができます。さもないと、とくに9月11日以後の国際的、国内的治安重視の時流に押し流されて、人権の保護が贅沢と見なされ、ないがしろにされ、ひいては失われてしまうこともありうると言えるでしょう。私たちのこのような立場は、86ページに収録した「報道機関のための発表」に表現されています。

第七章 BC州の一時滞在者の人権について

「自分はなんでこんな扱いを受けるのだろう」—カナダで暮らしながら、そう感じたことはありませんか。学校で、職場で、店で、家の中で、一時滞在者が「人間として不当な扱い」を受けるケースは数限りなくあります。しかし多くの人が、「自分には市民権(または永住権)がないから、カナダ人と同じ扱いをしてもらえないのだろう」という誤った解釈をし、状況を受け入れているようです。

人間には、どこにどのようなステータスで住んでもつねに変わらず、「自分の望む生活を追求するための、平等な機会を得る権利」—すなわち「人権」—があります。「人権」は、あなたの「人間としての尊厳」を保証するものであって、市民権や永住権の有無とは関係がありません。

あなたも、アメリカやカナダでよく聞く「人権」という考えに親しんで、自分の尊厳を守るためにこの考えを上手に使ってください。

1. 「一時滞在者」とは?

「日本人一時滞在者」とは、次のビザを持ち、BC州に住んでいる日本国籍者のことです。

以下のいずれの人も一時滞在ビザ(Temporary Resident Visa)が必要です。

- (a) ビジター(観光などの目的で短期滞在する人には通常、入国時に一時滞在ビザが認められる)
- (b) 留学生(就学許可[Study Permit]、通称、学生ビザが必要。不要な場合もある)
- (c) 外国人就労者(就労許可[Work Permit]が必要。ワーキング・ホリデーのような簡便な手続きもある)

また、「日本人一時滞在者」には、

- ・短期滞在者(3ヶ月に満たない滞在者)
- ・長期滞在者(3ヶ月以上の滞在者)

の両方が含まれます。つまり、旅行者、家族に会いに来た人、学生、ワーキング・ホリデーの人、「ワーク・パーミット」を持つ就労者、駐在員や客員研究員とその家族など、移民でないすべての日本国籍者が含まれます。

2. 「人権侵害」とは?

2.1. 「人権」とは?

「人権」とは、地球の人間社会の一員であることによってすべての人が持つ権利です。国籍や投票権とは別レベルのものです。つまり日本国籍を持つあなたが、日本にしようと、一時滞在ビザでカナダにしようと、持っている「人権」の内容はつねに同じなのです。

「人権」は以下にみるように、国際連合、国家、州など、さまざまなレベルで保証されています。

a) 国際連合 世界人権宣言 第1条

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

b) カナダ人権法 第2章

「社会の一員としての義務と責任に反しない限り、人は誰でも、人種、国籍、民族、肌の色、宗教、年齢、性別、性的指向、結婚状況、家族状況、心身障害、前科の有無などによる差別によって妨害されることなく、自分の望む生活を追求する平等な機会を与えられるべきである」

C) BC州人権法では、出版、公共の施設(ホテルやレストラン)その他のサービス、不動産の購入、住宅の賃貸、求人広告、賃金、雇用、労働組合や職業団体への加入等に関する差別が禁止されていることについて述べています。

差別とは正当な理由なく、人を異なると、否定的に、あるいは不利に取り扱うことで、州人権法の各セクションで人種、肌の色、祖先、出身地、宗教、結婚状況、家族状況、心身障害、性別(性的いやがらせや妊娠も含む)、性的指向などによる差別が、禁止されています。雇用に関しては、さらに、次の3分野、すなわち、年齢、仕事に関係のない犯罪歴、政治的信条による差別も禁じられています。

2.2. 「人権侵害」とは?

一時滞在者にとっての「人権侵害」の定義は、カナダ人にとっての定義と同じです。簡単に言えば、例えば、人種とか性別などによって「差別された」あるいは「嫌がらせを受けた」と感じる状態は、すべて「人権侵害」と見なされる可能性があります。

注:「差別」(discrimination)とは、「正当な理由なしに、人を不平等な、あるいは不当な扱いの対象にすること」です。「嫌がらせ」(harassment)とは、「人がいやだと思ふことを、わざとしたり言ったりすること」です。

3. あなたと「権利と自由の憲章」、「カナダ人権法」、「BC州人権法」

あなたがBC州に合法に滞在しているのであれば、あなたはカナダ人と同じく、

- ①「カナダ権利と自由の憲章」(Canadian Charter of Rights and Freedoms)
- ②「カナダ人権法」(Canadian Human Rights Act)
- ③「BC州人権法」(BC Human Rights Code)の保護下にあります。特に③の「BC州人権法」が、もっとも直接かかわってきます。

注:①の「カナダ権利と自由の憲章」(1982年施行)とは、「カナダ憲法」の一部を

なす人権保護の法律です。②の「カナダ人権法」が個人・法人・政府レベルでの差別を規制するのに対し、「カナダ権利と自由の憲章」は政府による差別のみを規制しています。

不法滞在者(有効なビザを持たずにBC州に滞在している人)は、人権を侵害されても、自分の人権を主張したり、法的な手続きをとることが大変難しくなります。常に有効なビザを持つようにして下さい。ビザの延長・変更手続きについては、カナダ移民局(Immigration Centre)にお問い合わせください。Immigration Centre, 1148 Hornby St., Vancouver [Tel: \(604\)666-2171](tel:6046662171)

また、日本国籍の人は、BC州に3ヶ月以上滞在する場合、在バンクーバー日本国総領事館に届け出ることが、日本の法律で義務付けられています。Consulate General of Japan in Vancouver, #900-1177 WestHastings St., Vancouver BC V6E 2K9
Tel: (604)684-5868

4. 人権侵害を受けた場合の対応

BC州に滞在する人は、国籍に関係なく、カナダおよびBC州の法律を守ることが義務づけられています。差別・いやがらせと信じられる経験をした場合には、必要に応じて、警察当局の協力を仰いだり、弁護士など法律の専門家に相談するなどして、「基本的に自助努力により」対応していく必要があります。

しかし、BC州での生活に慣れない一時滞在者にとっては、どのように対応すれば良いのかわからずに途方にくれる場合もあるでしょう。この場合には、この章で挙げる各種団体や、在バンクーバー日本国総領事館(上述)に相談してください。

4.1. 「BC州人権審判法廷」と「日系カナダ市民協会(JCCA)人権委員会」

BC州の一時滞在者が、人権侵害の苦情の申し立てをする場合、ほとんどが「BC州人権法」のもとで(州レベルで)処理されます。

申し立てはBC州人権審判法廷(BC Human Rights Tribunal)が受けつけていますが、これに直接コンタクトをとるのがためられる場合は、日系カナダ市民協会(JCCA)人権委員会にご連絡下さい。どちらもサービスは無料です。

BC州人権審判法廷 (British Columbia Human Rights Tribunal)

#1170-605 Robson Street, Vancouver, BC V6B 5J3

[Tel: \(604\)775-2000](tel:6047752000) Toll free: 1-888-440-8844

日系カナダ市民協会(JCCA)人権委員会

#211-6688 Southoaks Cres., Burnaby, BC V5E 4M7

[Tel: \(604\)777-5222](tel:6047775222)

<http://www.najc.ca/vancouver>

一時滞在者が経験する人権侵害は、カナダ人が経験するのとは違う特殊なもののように見えますが、多くは「BC州人権法」のもとで処理できます。

例えば、「BC州人権法」には、差別の根拠として「ビザ・ステイタス」は挙げられていませんが、一時滞在者が差別やいやがらせとして感じる体験は、「人種」「出身地」「性別」など、「BC州人権法」で挙げられている他の根拠に基づいて、法的に扱うことができる場合が多くあります。

ワンポイント・アドバイス:

労働条件(労働時間、給料支払いなど)にかんする苦情は、労働基準局(Employment Standards)に申し立てをすると、迅速に処理される可能性があります。カナダでの就労者は、基本的にカナダ人・一時滞在者の区別なくカナダの労働基準法のもとにあります。労働基準局

(Employment Standards Branch)

#210-4946 Canada Way, Burnaby BC V5G 4J6

www.labourgovbc.ca/esb

Tel: (604) 660-7047

Tollfree: 1-800-663-3316

4.2. 人権侵害の例

以下は、一時滞在者に特有と思われる「人権侵害」の例です。それぞれの例の後に、BC州人権法その他の法律がどのように適用できるかを示してあります。

例1

A夫さんはワーキング・ホリデー・ビザを持ち、すし屋で働いています。彼の雇い主は、ことあるごとに彼や他のワーキング・ホリデー就労者に、「ワーキング・ホリデーなどバカばかりだ。早く日本に帰れ」と言います。

→雇い主の言動は、BC州人権法の「出身地」に基づく差別ないし嫌がらせと考えられます。

例2

B子さんは英語(ESL)学校に通っています。そのカナダ人男性教師が、デートの誘いととれる電話を家にかけて来たり、手紙を送って来たりします。誘いに応じるつもりがこちらにないことを知らせても、相手はやめません。

→教師の行為は、BC州人権法の「性別」に基づく差別ないし嫌がらせと考えられます。

例3

駐在員家庭であるC家の子供が、地元の学校に通い、クラスメートから日本からきているという理由でいじめにあいました。両親は、教師と校長に申し立てをしましたが、学校側は何の行動も起こそうとしません。

→一時滞在の子供の人権は、カナダ人の子供の人権と同様、BC州人権法で護られています。(第4章参照)

例4

ワーキング・ホリデー・ビザを持ち、エンジニアとして働いていたD子さんは、4ヶ月後、明白な理由もなく突然解雇されました。また、雇い主は4ヶ月間給料の支払いを先延ばしにしており、解雇の時点でD子さんに、「君は働いていたのではない、トレーニングを受けてただけだ」と言ってまったく給料を払いませんでした。

例5

E旅行会社は「ワーク・パーミット」のスポンサーとなって、数人の日本国籍者を雇っています。その会社は、雇用省からスポンサーとして認定を受けるための必要条件である、2,600ドルの月給を、ビザ就労者たちに払っていますが、同時にそのうち月1,000ドルを会社に返すよう彼らに命じています。日本国籍のビザ就労者たちは、他の雇い主を見つけるのが難しいため、この条件のもとで働き続けています。

→例4、5のような労働条件に関する差別や嫌がらせは、労働基準局でもっとも適切に処理されます。

4.3. 「人権法がどう当てはまるかわからないけれど、差別やいやがらせをされたような気がする！」

ビジター・ビザを持つF男さんは、バスに乗っていましたが、しばらくして知らない場所に向かっていくことに気づきました。運転手にここはどこか聞くと、運転手は突然怒り出し、「降りろ!」と怒鳴りました。彼はひと気のない、まったく知らない場所でバスを降りなければなりません。彼は今でも、運転手がなぜ怒り出したのか、自分が日本人だからか、英語が下手だからか、まったくわかりません。

学生のG子さんと友人は、カフェでテーブルが空くのを待っていました。二人の後ろにはカナダ人のカップルが並びました。テーブルが空くと、ウェイトレスは、先に待っていたG子さんたちをさし置いて、カナダ人のカップルを席につかせました。

→ 上のようなケースにあった場合、人権委員会に苦情申し立てをする前に、相手に直接、“Excuse me, why do you do this?”と聞くのも一つの手です。店長やその会社のカスタマー・サービス係に話したり、手紙を書くのも良いでしょう。その際、差別ないし嫌がらせをしたと思われる人物がわかるような、あらゆる手掛かり(バスのナンバーや乗った時間帯、ウェイトレスの名札にある名前など)を、店長や係に知らせるのが効果的です。

成功例の一つ。上の二つ目の例と似た状況におかれた、ある日本人女性は、微笑みながら相手に直接、“Excuse me, do you do this because I am Asian, or Japanese, or a woman?”と聞きました。すると相手は赤くなり慌てて彼女の言葉を否定し、すぐに適切なサービスをしました。不快な思いをしたままでいる必要はありません。少しの勇気で、自分にとって、また自分と同じ立場の多くの一時滞在者にとって、大きな違いが生まれます。

4.4 未成年の留学生に対する援助

例: 13歳の女子留学生が滞在しているホームステイのホスト・ファミリーは昼食、夕食を十分には用意せず、留守がちで、その学生は家に一人であることがしばしばです。ホームステイの母親は仕事で毎晩帰宅が遅く、19歳の息子がいますが、この人も家にいることはほとんどありません。この家庭に他の人がいないという状態が3ヶ月続いていました。ある朝、この留学生が時間通りに学校に持って行くランチを作らなかったことがあり、そのとき、母親が怒って留学生の肩をつかんで、怒鳴りました。この事があってから、留学生はホームステイに戻りたくないと思い、結局、担任の教師に援助を求めました。この女子留学生には、カナダに親戚はなく、今のところ学校からの連絡に日本の親からの返事はありません。

対策は?:

BC州のすべての未成年者と同じように、この留学生には「子と家族発達省」の子供保護のサービスを受ける権利があります。同省にこのケースが通報されて、この女子留学生の安全と健全な生活が確保されるよう調査が行われる必要があります。もしも、保護が必要という結論が出されたならば、ソーシャルワーカーがこのケースを取り上げて、日本の家族と連絡をとり、この留学生のための安全と世話に関して必要なアレンジメン

トをすることになるでしょう。ヘルプライン(電話: 604-310-1234)、または、この学生が住む地域の省の出張事務所に連絡して事情の調査を依頼することができます。

4.5 連絡先

以下は、差別・嫌がらせを受けたと感じた時の連絡先です。直接これらの団体に連絡をするのがためられる場合は、なるべくすぐに身近な人に話して下さい。時間がたつほど、「自分の思い過ごしかもしれない」「こんなつまらないことは言っても仕方がない」「自分も悪かったかもしれない」など、不快な体験を否定したり、批判を自分に向けたりしがちですが、これでは差別や嫌がらせに加担するだけです。

「差別や嫌がらせを受けたのではないか、と感じる」だけで、このガイドの英文の末尾に掲載した団体に連絡する資格があることを忘れないで下さい。

弁護士を紹介:

ローヤー・リファレル・サービス(Lawyer Referral Services)
(604)687-3221(英語)
日本語の分かる弁護士を紹介してもらえます。

法律相談:

LSLAP (Law Students' Legal Advice Program)
(604)822-5723(英語)

www.lslap.bc.ca

UBC法学部の学生による法律相談プログラム。法学部生が(刑事事件の被告人に前科がなければ)、被告人につきそって法廷に立つこともできます。一時滞在者も利用可。夏休み期間中もオープン。移民関係など、取り扱わない分野もあり。料金は利用者の払いたい/払える額を払えばよいことになっています。日本語通訳が必要な場合は、自分で手配してください。

どこに連絡してよいかわからない時:

隣組(604)687-2172

jcva@portal.ca

日本語で、日本人・日系人のためのケース相談、専門家の紹介をします。

5. 連絡した後、どう変わる?

時間の限られた一時滞在者は、カナダ人とは事情が異なるとはいえ、以下のような選択肢があります。時間的・金銭的余裕との兼ね合いで決断することが望ましいでしょう。

- ・個人的な和解
- ・上記の団体などの介入による公的な和解
- ・必要とあれば住居、電話番号、学校、職場など、環境を変える
- ・BC州人権審判法廷(上述)に苦情申し立てをする

資料 世界人権宣言

1948年12月10日、国際連合総会を通過、それにより宣言された。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いか

なる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。